

【災害対策特別委員会】

(1) 審議概観

第132回国会において災害対策特別委員会に付託された法律案は、内閣提出3件、衆議院提出2件の計5件であり、いずれも成立した。

請願は、2種類12件について審査を行い、1種類1件を採択した。

また、国政調査を行ったほか、1月17日に発生した平成7年兵庫県南部地震に関し、兵庫県南部地震の緊急災害対策に関する決議を行った。

[法律案の審査]

阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案は、阪神・淡路大震災が阪神・淡路地域において未曾有の震災被害をもたらしていることから、当該地域の復興についての基本理念を明らかにするとともに、阪神・淡路復興対策本部の設置等所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、質疑の後、全会一致をもって可決された。なお、付帯決議が付された。

阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案は、阪神・淡路大震災に対処するため、地方公共団体等に対する特別の財政援助並びに社会保険の加入者等についての負担の軽減、中小企業者及び住宅を失った者等に対する金融上の支援等の特別の助成措置を行おうとするものである。

委員会においては、質疑の後、全会一致をもって可決された。

災害対策基本法の一部を改正する法律案は、阪神・淡路大震災に対処するため行われた災害応急対策に係る車両の通行が著しく停滞した状況等にからみ、災害時における緊急通行車両の通行を確保するため、都道府県公安委員会による災害時における交通の規制に関する措置を拡充するとともに、車両の運転者の義務、警察官、自衛官及び消防吏員による緊急通行車両の通行の確保のための措置等を定めようとするものである。

委員会においては、質疑の後、全会一致をもって可決された。なお、付帯決議が付された。

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の実施の状況にからみ、その有効期限を平成12年3月31日まで5年間延長しようとするものである。

委員会においては、討論の後、全会一致をもって可決された。

災 害

地震防災対策特別措置法案は、地震防災対策の強化を図ることにより、地震による被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災緊急事業5箇年計画の作成及びこれに基づく事業に係る国の財政上の特別措置について定めるとともに、地震に関する調査研究の推進のための体制の整備等について定めようとするものである。

委員会においては、質疑の後、全会一致をもって可決された。なお、付帯決議が付された。

[決議]

2月2日、本委員会は、今回の阪神・淡路大震災による未曾有の被害は、国民生活に甚大な被害をもたらし、内外の経済に深刻な影響を与えるものであり、その救済と復旧は国家を挙げて取り組むべき課題であるとの観点から、13項目にわたる緊急を要する事項について万全を期するとともに、防災体制の見直しを行い、災害に強い都市づくりのための抜本的対策を樹立すべきであるとする**兵庫県南部地震の緊急災害対策に関する決議**を行った。

本決議に対しては、小里国務大臣から、その趣旨を十分に尊重して、一日も早く住民の生活の安定並びに地域の復興が実現するよう、政府の総力を挙げ、地元地方公共団体とも連携して対策に万全を期してまいり所存である旨発言があった。

[国政調査等]

1月17日に発生した兵庫県南部地震は、多くの人命を奪い、家屋やビルの倒壊、鉄道・高速道路・港湾等の損壊、電気・ガス・水道等のライフラインの寸断、火災による家屋の焼失など戦後最大規模の大災害となった。

委員会では、この大震災について、1月20日に被害の状況、対策等について、2月20日には復旧状況について、それぞれ政府から報告を聴くとともに、2月2日、15日、4月28日に質疑を行った。

この中で政府からは、防災基本計画については、中央防災会議において見直しを検討中であり、今回の震災を踏まえ、情報の迅速な収集連絡体制、初期の迅速な対応体制、避難救護対策、ライフラインの確保などについて成案を得るべく作業中である旨、また、災害情報の収集・伝達体制の在り方、緊急即応体制の在り方、ボランティア活動の在り方、外国からの応援の受け入れ体制の在り方、災害対策基本法の見直し等の災害対策体制の在り方等については、防災問題懇談会において10月を目途に意見の集約の予定であり、その結論に応じて防災体制の確立に取り組んでいきたい旨、さらに、復興のための重点課題となる住宅対策については、「ひょうご住宅復興3カ年計画」の推進を強力に支援していく旨の答弁があった。

また、1月26、27日の両日、平成7年兵庫県南部地震による被害状況等の実情調査のため兵庫県に委員を派遣した。その結果については、31日の委員会で報告を行った。

なお、4月18、19日の両日行われた阪神・淡路大震災による被害状況及び復旧状況等の実情調査のための議員派遣についても、その結果については、4月28日の委員会で便宜、報告を行った。

このほか、1月20日に平成6年三陸はるか沖地震災害について政府から報告を聴き、31日には災害対策の基本施策について小澤国土庁長官から所信を聴いた。

(2) 委員会経過

○平成7年1月20日（金）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。
- 平成7年兵庫県南部地震災害及び平成6年三陸はるか沖地震災害について政府委員から報告を聴いた。
- 平成7年兵庫県南部地震災害被害状況及び復旧状況の実情調査のため委員派遣を行うことを決定した。

○平成7年1月31日（火）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 災害対策の基本施策に関する件について小澤国土庁長官から所信を聴いた。
- 平成7年兵庫県南部地震による被害状況等の実情について派遣委員から報告を聴いた。

○平成7年2月2日（木）（第3回）

- 平成7年兵庫県南部地震災害に関する件について小里国務大臣、小澤国土庁長官、政府委員、建設省、大蔵省、運輸省、中小企業庁、自治省、法務省、厚生省及び気象庁当局に対し質疑を行った。
- 兵庫県南部地震の緊急災害対策に関する決議を行った。

○平成7年2月15日（水）（第4回）

- 阪神・淡路大震災に関する件について小里国務大臣及び政府委員から報告を聴いた後、同大臣、小澤国土庁長官、政府委員、厚生省、文部省、建設省、自治省、消防庁、防衛庁及び外務省当局に対し質疑を行った。

○平成7年2月21日（火）（第5回）

- 阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案（閣法第44号）

(衆議院送付)について小里国務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、建設省、大蔵省、労働省、科学技術庁、経済企画庁、厚生省、環境庁、警察庁及び文部省当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第44号) 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成7年2月27日(月)(第6回)

○阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案(閣法第52号)(衆議院送付)について小里国務大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、政府委員、科学技術庁、気象庁、厚生省、消防庁、大蔵省及び郵政省当局に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成7年2月28日(火)(第7回)

○阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案(閣法第52号)(衆議院送付)を可決した。

(閣法第52号) 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産
反対会派 なし

○平成7年3月15日(水)(第8回)

○地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆第4号)(衆議院提出)について提出者衆議院災害対策特別委員長日野市朗君から趣旨説明を聴き、討論の後、可決した。

(衆第4号) 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産
反対会派 なし

○平成7年4月28日(金)(第9回)

○阪神・淡路大震災による被害状況及び復旧状況等について派遣議員から報告を聴いた。
○阪神・淡路大震災に関する件について小里国務大臣、小澤国土庁長官、政府委員、建設省、運輸省、厚生省、消防庁及び警察庁当局に対し質疑を行った。

○平成7年6月7日(水)(第10回)

○災害対策基本法の一部を改正する法律案(閣法第102号)(衆議院送付)について小澤国土庁長官から趣旨説明を聴き、同長官、小里国務大臣、政府委員、警察庁、建設省、厚生省、外務省、消防庁、文部省、運輸省及び大

大蔵省当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第102号) 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成7年6月9日(金)(第11回)

○地震防災対策特別措置法案(衆第9号)(衆議院提出)について提出者衆議院災害対策特別委員長日野市朗君から趣旨説明を聴き、同君、政府委員大蔵省、建設省、文部省及び科学技術庁当局に対し質疑を行った後、可決した。

(衆第9号) 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成7年6月14日(水)(第12回)

○理事の補欠選任を行った。
○請願第576号は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第1393号外10件を審査した。
○災害対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案(閣法第44号)

【要旨】

本法律案は、阪神・淡路大震災が阪神・淡路地域において未曾有の被害をもたらしていることから、当該地域の復興を迅速に推進するため、その復興についての基本理念を明らかにするとともに、阪神・淡路復興対策本部の設置等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 基本理念

阪神・淡路地域の復興は、国と地方公共団体とが協同して、生活の再建、経済の復興及び安全な地域づくりを緊急に推進すべきことを基本理念として行うものとする。

2 国が講ずる措置

国は、基本理念にのっとり、阪神・淡路地域の復興に必要な別に法律で定める措置その他の措置を講ずるものとする。

3 阪神・淡路復興対策本部の設置及び組織

総理府に阪神・淡路復興対策本部を置くとともに、その長を阪神・淡路復興対策本部長として内閣総理大臣をもって充てるものとする等、阪神・淡路復興対策本部の事務及び組織に関して必要な事項を定めるものとする。

4 その他

この法律は、施行の日から起算して5年を期限とするものとする。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 阪神・淡路復興対策本部は、災害の復興事業に関する極めて重要な目的をもって設置される趣旨にかんがみ、関係省庁間の円滑かつ速やかな調整を図り、地方公共団体又はその機関が実施する災害復興事業が円滑に施行されるよう國は必要な関係法規の整備に努めること。
 - 2 阪神・淡路地域の復興を円滑かつ迅速に推進するため、地方の主体性を重視しつつ、国としての役割を明確にし、新しい時代の都市づくりの観点から、地方公共団体と協力し、復興計画を速やかに提示できるよう積極的に支援することとし、必要な財政措置を講ずること。
 - 3 被災地域の雇用の安定を図るとともに、被災中小企業を初めとする地域の企業の一日も早い事業再建へ向けて、財政、金融、税制上の万全の措置を講ずること。
 - 4 被災者の生活の再建及び経済の復興に当たっては、財政、金融、税制上の助成等負担の軽減に配慮し、万全の措置を講ずるとともに、民間の活力を生かした復興意欲を振興するよう努めること。
 - 5 新たな復興計画の策定に関しては、防災都市づくりを考慮して公共の福祉と私権の円滑な調整を図ること。
 - 6 復興計画の策定に当たっては、建築基準法、都市再開発法等の建築規制の特例を活用するなど、特に区分所有建物の円滑な復興に配慮し、土地区画整理事業等市街地の面的整備に関しても災害に強い都市づくりの観点から、都市基盤施設やオープンスペースの確保に配慮した計画を策定すること。
- 右決議する。

阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案（閣法第52号）

【要旨】

本法律案は、阪神・淡路大震災に対処するため、地方公共団体等に対する特別の財政援助並びに社会保険の加入者についての負担の軽減、中小企業者及び住宅を失った者等に対する金融上の支援等の特別の助成措置を行おうとするも

のであり、その主な内容は次のとおりである。

第1 特定被災地方公共団体等に対する補助等

- 1 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助等の規定を特別に適用すること。
- 2 阪神・淡路大震災により被害を受けた以下に掲げる施設の災害復旧事業について、国が補助等を行うこと。
 - (1) 警察施設（補助率 交通安全施設10分の 8 その他の警察施設 3 分の 2）
 - (2) 病院（補助率 公立病院 3 分の 2 政令で定める病院 2 分の 1）
 - (3) 公立火葬場（補助率 3 分の 2）
 - (4) 公立と畜場（補助率 3 分の 2）
 - (5) 水道（補助率10分の 8）
 - (6) 一般廃棄物の処理施設（補助率10分の 8）
 - (7) 社会福祉施設（公立又は社会福祉法人設置）（補助率 3 分の 2）
 - (8) 中央卸売市場（補助率 3 分の 2）
 - (9) 工業用水道施設（補助率10分の 8）
 - (10) 商店街振興組合等の共同施設（補助率 2 分の 1）
 - (11) 神戸港指定法人の管理する施設（国庫補助及び無利子融資を行う。）
 - (12) 改良住宅等（補助率10分の 8）
 - (13) 都市施設（補助率10分の 8）
 - (14) 消防施設（補助率 3 分の 2）

第2 社会保険の加入者についての負担の軽減

- 1 医療保険等において、一部負担金の免除等を行うこと。
- 2 医療保険等において、保険料の免除等を行うこと。

第3 中小企業者及び住宅を失った者等に対する金融上の支援

- 1 中小企業信用保険のてん補率の引上げ、無担保・無保証人保険の別枠の設定等を行うこと。
- 2 設備近代化資金の新規借入金に係る償還期間の延長を行うこと。
- 3 商工組合中央金庫の災害復旧貸付の貸付限度額の引上げ等を行うこと。
- 4 住宅金融公庫の災害復興貸付の据置期間、受付期間の延長等を行うこと。

第4 その他

- 1 平成 6 年度に加え平成 7 年度にも歳入欠かん等債の発行を可能とすること。

- 2 船員保険について、失業保険金等の支給の特例措置を適用すること。
- 3 内定者を雇用保険の被保険者とみなして雇用安定事業等の規定を適用すること。

災害対策基本法の一部を改正する法律案（閣法第102号）

【要旨】

本法律案は、阪神・淡路大震災に対処するため行われた災害応急対策に係る車両の通行が著しく停滞した状況等にかんがみ、災害時における緊急通行車両の通行を確保するための措置を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 都道府県公安委員会による災害時における交通の規制に関する措置の拡充

都道府県公安委員会は、当該都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路上における通行を禁止し、又は制限を行うことができる。

2 通行禁止等が行われた場合の車両の運転者の義務

通行禁止等が行われた場合、車両の運転者は、速やかに、当該車両を当該通行禁止等に係る道路の区間外又は道路外の場所へ移動しなければならないこととし、当該移動が困難なときは、できる限り道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

3 警察官等による緊急通行車両の通行の確保のための措置

警察官は、通行禁止区域等において、緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件の所有者等に対し、当該物件の移動等の措置をとることを命じ、当該措置がとられないとき等は、自らその措置をとることができる。

また、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた自衛官又は消防吏員は、それぞれ自衛隊用緊急通行車両又は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

以上の場合において、警察官等は、やむを得ない限度において、当該車両その他の物件を破損することができ、当該破損については、損失補償の対象とする。

4 国家公安委員会の指示

国家公安委員会は、関係都道府県公安委員会に対し、通行禁止等に関する事項について指示することができる。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 近年、大規模災害が多発している現状にかんがみ、災害対策基本法、各種防災計画等我が国の防災体制を抜本的に見直すことは、現下の緊急かつ最重要課題と認識し、可及的速やかに抜本改正の作業に着手すること。
 - 2 災害対策基本法の抜本改正に当たっては、今回の緊急通行車両の通行路確保のほか、救急医療体制、消火機能、災害時通信システム、地震予知体制等を緊急に整備拡充すべきことを念頭に置いて検討を行うこと。
 - 3 災害時における緊急通行車両の通行路確保のため、道路交通ネットワークの在り方について検討を行い、交通管理体制の適切な運用に努力するとともに、住民に対する防災教育を徹底すること。
 - 4 大規模災害発生時において被害規模を迅速に把握するため、情報収集・伝達体制の一層の強化を推進するとともに、国、地方公共団体、消防、警察及び自衛隊等の広域的な協力体制を含めた防災体制の確立を図るよう努めること。
 - 5 予測が難しい突発型の大規模災害発生に際しては、政府及び地方自治体の初動対応が極めて重要であることは今回の阪神・淡路大震災から得た教訓であり、国民の生命と財産を守るという政治の原点に立ち、非常災害時の政府の体制等国の危機管理体制の在り方について抜本的な検討を行うこと。
- 右決議する。

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆第4号）

【要旨】

本法律案は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の実施の状況にかんがみ、その有効期限を平成12年3月31日まで5年間延長しようとするものである。

地震防災対策特別措置法案（衆第9号）

【要旨】

本法律案は、地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災緊急事業5箇年計画の作成及びこれに基づく事業に係る国の財政上の特別措置について定めるとともに、地震に関する調査研究の推進のための体制を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 地震防災緊急事業5箇年計画の作成等

- (1) 都道府県知事は、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、都道府県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて、地震防災緊急事業5箇年計画を作成することができるものとする。
- (2) 地震防災緊急事業5箇年計画に基づいて実施される事業のうち、一定のものに要する経費に対する国の負担又は補助等の割合についての特例を定める。

2 地震調査研究推進本部の設置等

- (1) 総理府に、地震調査研究推進本部（以下「本部」という。）を置くこととし、その長を地震調査研究推進本部長として科学技術庁長官をもって充てるものとする。
- (2) 本部に、地震に関する観測等の推進についての総合的かつ基本的な施策の立案、総合的な調査観測計画の策定等について調査審議させるため、政策委員会を置くものとする。
- (3) 本部に、地震に関する調査結果等の収集、整理及び分析並びにこれに基づく総合的な評価を行わせるため、地震調査委員会を置くものとする。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用について遺憾なきを期すべきである。

- 1 本法は、地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的としていることにかんがみ、地震防災対策の円滑かつ速やかな実施を図ることは、現下の緊急かつ最重要課題であり、政府は地震防災対策の実施に万全を期すること。
 - 2 地震災害発生の際に、国民の生命及び身体の安全を確保し、災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設の整備に係る事業の実施が極めて重要であり、地震防災対策を推進する上で不可欠なものであることから、政府は本事業の積極的な推進を図ること。
- 右決議する。

(4) 委員会決議

兵庫県南部地震の緊急災害対策に関する決議

去る1月17日に発生した兵庫県南部地震は、5,000名を超える尊い人命を奪い、家屋やビルの倒壊、鉄道・高速道路・港湾等の損壊、電気・ガス・水道等ライフラインの寸断、また地震後に発生した火災による家屋等の焼失など、戦

後最大規模の大災害になっており、その被害は市民生活を麻痺させ、兵庫県南部地域の都市機能を壊滅させるものである。避難住民は30万人余に達し、被災者は長期化する避難生活のなかで断続的余震に怯えながら、不安な日々を送っている。

未曾有の被害は、国民生活に甚大な被害をもたらし、内外の経済に深刻な影響を与えるものであり、その救済と復旧は、国家を挙げて取り組むべき課題である。

災害対策特別委員会では、1月26日、27日の2日間、兵庫県南部地震による被害状況調査のため兵庫県に委員派遣を行って当面の緊急対策における課題について検討してきたところである。

政府においては、応急対策に全力を挙げているが、被災者に対する生活援助措置、ライフラインの復旧、安全対策及び復旧・復興対策等について可能な限りの措置を積極的に講ずべきである。特に現時点において緊急を要する次の事項について万全を期するとともに、防災体制の見直しを行い、災害に強い都市づくりのため抜本的対策を樹立すべきである。

- 1 被災住民の生活に必要な物資の確保と迅速な供給に努めるとともに、医療救護体制及び環境衛生対策の充実等住民の心身の健康に万全を期すること。
特に、障害者、高齢者、乳幼児、外国人等にきめ細かな対策を講ずること。
- 2 被災者に対する災害弔慰金等の早期支給、生活資金の貸付制度の弾力的活用、所得税等の軽減措置の拡大、各種保険金の支払の迅速化を図るとともに、住宅被害については、その再建に対する融資制度の適切かつ迅速な運用に努め、被災者等支援のため遗漏なきよう万全を期すること。
- 3 生鮮食料品、建設資材等の安定供給を図るため、流通機能の早期回復に努めるとともに、不当な価格上昇を抑制するため、物価監視等の対策を講ずること。
- 4 避難住民の住居を緊急に確保するため、必要な応急仮設住宅等を早急に建設するとともに、既存の公営住宅、宿泊施設等の活用を図るほか、全国の地方自治体、企業等に協力を要請するなど、遗漏なきよう対処すること。
- 5 社会福祉施設、文教施設等の早期復旧を図り、その活動の再開に向けて、財政支援等適切な措置を講ずること。
- 6 被災者の就業対策については、事業者へ雇用関係の維持を強く要請するとともに、被災事業所の休業等に伴う一時的離職者に対する失業給付について弾力的運用を行う等適切な措置を講ずるほか、雇用機会確保のため職業紹介・斡旋に努めること。
- 7 被災中小企業者、被災農林漁業者等に対する各種融資措置の弾力的運用を

図る等適切かつ円滑な実施に努めるほか、必要に応じ仮設共同工場・仮設共同店舗の建設を図ること。また、被災農林水産関係施設等の早期復旧を図ること。

- 8 道路、鉄道、情報通信、ライフライン等の被災施設の早期復旧を図るとともに、当面の代替・緊急輸送対策に万全を期すること。
- 9 国際貿易港である神戸港の重要性にかんがみ、被災施設の早急な復旧を図ること。
- 10 被災地の安全を確保するため、治安の維持に努めるとともに、防災通信施設等の早期復旧・設置を図ること。
- 11 瓦れき処理について適切に対処するとともに、被災した建築物の安全度判定の実施に全力を挙げ、建物の崩落、がけ崩れその他の二次災害の防止に万全を期すること。
- 12 被災者に対し的確な災害関連情報を提供すること。
- 13 応急対策及び復旧対策に係る財政、金融、租税及び地方交付税等については適切な措置を講ずることにより地方負担を極力抑制すること。

右決議する。

(5) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（3件）

番号	件 名	先議院	提出月日	参 議 院			衆 議 院			備 考
				委員会付託	委員会決	本会議決	委員会付託	委員会決	本会議決	
44	阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案	衆	7. 2.17	7. 2.17 (予備)	7. 2.21 可 決 附帯決議	7. 2.22 可 決	7. 2.17	7. 2.17 可 決 附帯決議	7. 2.21 可 決	7. 2.17 衆参本会議趣旨説明
52	阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案	"	2.24	2.24 (予備)	2.28 可 決	2.28 可 決	2.24	2.27 可 決	2.27 可 決	2.24 衆参本会議趣旨説明
102	災害対策基本法の一部を改正する法律案	"	5.23	6. 5	6. 7 可 決 附帯決議	6. 9 可 決	6. 1	6. 1 可 決 附帯決議	6. 2 可 決	6. 1 衆本会議趣旨説明 6. 5 参本会議趣旨説明

・衆議院議員提出法律案（2件）

番号	件 名	提 出 者 (月 日)	予備送付 月 日	本院への 提出月日	参 議 院			衆 議 院			備 考
					委員会付託	委員会決	本会議決	委員会付託	委員会決	本会議決	
4	地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案	災 害 対 策 特 別 委 員 長 日 野 市 朗 君 (7. 3.14)	7. 3.14	7. 3.14	7. 3.14 (予備)	7. 3.15 可 決	7. 3.17 可 決			7. 3.14 可 決	
9	地震防災対策特別措置法案	災 害 対 策 特 別 委 員 長 日 野 市 朗 君 (7. 6. 8)	6. 8	6. 8	6. 8	6. 9 可 決 附帯決議	6. 9 可 決			6. 8 可 決	